

【地方行政・警察委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件（うち本院先議1件）、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出1件及び本院議員提出1件の合計12件であり、内閣提出9件、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会提出1件を可決し、内閣提出の**住民基本台帳法の一部を改正する法律案**については、委員会審査中に本会議における中間報告の後本会議において直ちに可決された。

また、本委員会付託の請願7種類49件のうち、3種類15件を採択した。

〔法律案の審査〕

まず、**地方税法の一部を改正する法律案**は、個人住民税の最高税率の引き下げ及び定率減税の実施、法人事業税の税率の引き下げ、不動産取得税の課税標準等の特例措置の要件緩和、低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の創設などを行うほか、固定資産税の価格等に係る審査申出制度の見直し等を行おうとするものである。

次に、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、当分の間、法人税に係る地方交付税率を引き上げるとともに、平成11年度分地方交付税の総額の特例を講ずるほか、後年度法定加算額の特例の改正、交付税特別会計借入金の償還方法の変更等を行おうとするものである。

次に、**地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案**は、個人住民税及び法人事業税の収入の減少に伴う地方公共団体の財政状況にかんがみ、当分の間の措置として、毎年度、地方公共団体に対して地方特例交付金を交付するとともに、地方債の特例措置等を講じようとするものである。

委員会では、上記3法律案を一括して審議し、巨額の借入金残高を抱える地方財政の今後の展望、景気対策のための公共事業の在り方、国から地方への財源移譲の必要性、恒久的な減税による景気回復効果、都市部財政の悪化と地方交付税の在り方、事業税への外形標準課税導入問題、政府資金の繰上償還拡充の必要性、地方分権の進展と地方債の格付け、統合補助金に関する今後の取組み等の質疑が行われ、3法律案に対する討論の後、いずれも多数で可決された。

なお、地方税法の一部を改正する法律案に対し5項目の附帯決議が付された。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するための補助率のかさ上げ等の特別措置を行う同法の有効期限を5年間延長しようとするものである。

また、**消防施設強化促進法の一部を改正する法律案**は、人口急増市町村の消防施設の整備に係る補助率の特例措置の適用年度を5年間延長しようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して審議し、過疎化・高齢化に伴う消防団及び常備消防の

体制整備問題、消防力の基準の充足率と見直し問題、空港の利用状況と完成の見通し、成田空港の米軍提供の可能性等の質疑が行われ、いずれも全会一致で可決された。

警察法の一部を改正する法律案は、近年の情報化の進展に伴い増加している情報通信の技術を利用する犯罪等に効果的に対応するため、警察庁情報通信局の所掌事務を改めるとともに、関東管区警察局の移転に伴いその位置を改めようとするものである。

委員会では、ハイテク犯罪ナショナルセンターの人材確保及び人事管理、ハイテク犯罪の実情と捜査体制、ハイテク犯罪と人権の配慮、関東管区警察局移転の意義等の質疑が行われ、全会一致で可決された。

道路交通法の一部を改正する法律案は、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、チャイルドシートの使用の義務付け、携帯電話等の走行中の使用及びカーナビゲーション装置等の注視の規制のための規定の整備を行うとともに、運転免許取得者教育に関する認定制度の新設等を行おうとするものである。

委員会では、参考人から意見を聴取した後、チャイルドシートの安全性の確保、携帯電話等の規制の在り方等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、8項目の附帯決議が付された。

地方公務員法等の一部を改正する法律案は、高齢社会に対応するため、一般職の職員の定年退職者等について、条例で定める年齢までの在職を可能とする制度、及び短時間勤務制度を内容とする再任用制度を設けるとともに、懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した職員が再び職員として採用された場合において当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対する処分を可能にしようとするものである。

委員会では、再任用制度が新規採用に与える影響、再任用の選考基準の在り方、懲戒制度の改正の効果等について質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、1項目の附帯決議が付された。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、罰則及び再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めるものである。

委員会では、インターネット等のハイテク犯罪の態様、刑罰の性格、電子商取引の安全確保の配慮、犯罪意識に関する啓発の必要性、通信ログの取扱い等の捜査上の問題点等の質疑が行われ、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案は、政治に対する国民の信頼を高めるため、公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間をさらに5年間延長すること、船員である選挙人のうち、選挙の当日遠洋区域を航行する船舶において職務に従事すると見込まれる者に衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙における投票の機会を与えるため、船舶において投票の記載をし、これをファクシミリ装置を用いて送信する方法による投票方法を設けることとし、あわせて選挙運動の期間前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために掲示したポスターに氏名等を記載された者が候補者となったときは、当該ポスターにつき撤去義務を課しようとするものである。

委員会では、洋上投票の新制度の適用対象者の範囲、対象選挙を地方選挙に拡大する可

能性、選挙前に掲示された政治活動用ポスターを規制することの合理性等について質疑が行われた。質疑終局後、富樫理事（共産）から、ポスターの撤去義務に係る規定を削除する旨の修正案が提出されたが、討論の後、否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、今後地方公共団体が主体となり全国民を対象とするネットワークシステム導入に関しプライバシー保護に対する不安や懸念を払拭するため、本法施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする規定を追加する修正が行われた。

まず、本会議において趣旨説明が行われ、住民基本台帳法の制度趣旨、ネットワーク化の必要性及び効果、個人情報保護法の法整備の手順等、本人確認情報の安全確保と利用分野の限定、国民総背番号制への懸念、住民基本台帳カードの問題点等について質疑が行われた後、委員会に付託された。

委員会では、市町村における先行事例について現地視察を実施し、コンピュータセキュリティ関係の専門家、プライバシー問題の専門家、マスコミ関係者、自治体関係者等を参考人として意見を聴取し、さらに埼玉県大宮市で開催した地方公聴会において公述人から意見を聴取した。

委員会においては、民間部門を含む包括的な個人情報保護措置の必要性、本人確認情報の利用範囲拡大の可能性、住民基本台帳ネットワークシステムの費用と効果及びプライバシー保護対策、納税者番号制度への住民票コード活用の可能性、過去の住民基本台帳情報の漏えい事件、自治体の条例等によるオンライン結合禁止条項と本法律案との関係、住民基本台帳ネットワークシステムと国民総背番号制度の違い、使用済み本人確認情報の消去規定の必要性、衆議院における修正の理由と「所要の措置」の内容、政府における包括的な個人情報保護法の検討状況及び指定情報処理機関を認可法人とする理由等について、質疑が行われた。

しかし、会期末に近い8月10日に予定された委員会は同9日の法務委員会の組織的犯罪対策3法案の採決に伴う混乱の中で取りやめとなり、翌11日の委員会も取りやめとなった。翌8月12日、本会議において、組織的犯罪対策3法案が可決された後、国会法第56条の3第1項に基づき、本委員会で審査中の本法律案について、速やかに地方行政・警察委員長の間接報告を求めることの動議を議題とすることの動議、同じく間接報告を求めることの動議が順次、提出され、多数で可決された。この間接報告が行われた後、国会法第56条の3第2項に基づき、本法律案は議院の会議において直ちに審議することの動議が提出され、多数で可決された。討論の後、本法律案は、委員会の採決を経ることなく、多数で可決された。

〔決議〕

本委員会では、3月23日、極めて厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、

地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、地方の一般財源の充実強化に努める等7項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月4日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、野田自治大臣・国家公安委員長から所信を、また、平成11年度自治省関係予算及び警察庁関係予算並びに平成11年度海上保安庁業務概況及び関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同9日、野田自治大臣・国家公安委員長の所信及び海上保安庁業務概況について質疑を行った。

同日、平成11年度地方財政計画について野田自治大臣及び政府委員から説明を聴取した。

また、3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度自治省、警察庁及び海上保安庁等関係予算の審査を行い、地方財政の現状認識と対応策、市町村合併、地方債の安定的消化、政見放送への手話通訳導入等の検討状況、国庫補助負担金の超過負担解消、企業団体献金等の見直し、消防職員の執務環境整備等への財政支援措置、外国人犯罪の現状、警察官の増員及び処遇改善、海上保安庁予算の充実の必要性、薬物・銃器等密輸及び密入国対策等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成11年3月4日（木）（第1回）

- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。
- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について野田国務大臣から所信を聴いた。
- 平成11年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 平成11年度海上保安庁業務概況及び関係予算に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第2回）

- 地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び平成11年度海上保安庁業務概況に関する件について野田国務大臣、政府委員、国土庁及び内閣官房当局に対し質疑を行った。
- 平成11年度の地方財政計画に関する件について野田自治大臣から概要説明を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）**
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上3案について野田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月11日（木）（第3回）

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上3案について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日（月）（第4回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総理府所管（警察庁）、運輸省所管（海上保安庁）、自治省所管及び公営企業金融公庫）について野田国務大臣、政府委員、厚生省、総理府及び文部省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年3月16日（火）（第5回）

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上3案について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月23日（火）（第6回）

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）
以上3案について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第13号） 賛成会派 自民、公明、自由、参院、無

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第14号） 賛成会派 自民、公明、自由、参院、無

反対会派 民主、共産、社民

（閣法第15号） 賛成会派 自民、公明、自由、参院、無

反対会派 民主、共産、社民

なお、地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- 新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）
消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
警察法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

以上3案について野田国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月30日（火）（第7回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について川崎運輸大臣、野田自治大臣、政府委員及び参考人新東京国際空港公団総裁中村徹君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
反対会派 なし

（閣法第17号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
反対会派 なし

○警察法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長、政府委員及び海上保安庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第18号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
反対会派 なし

○平成11年4月13日（火）（第8回）

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年4月22日（木）（第9回）

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について参考人国民生活センター相談部調査役島野康君、株式会社JAFメイト社取締役編集長岩越和紀君及び社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会専務理事鈴木邦芳君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年4月27日（火）（第10回）

○道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について野田国務大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月27日（木）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○地方公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について野田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月8日（火）（第12回）

- 地方公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）について野田自治大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第82号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年7月8日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について野田自治大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員宮路和明君から説明を聴いた。

○平成11年7月22日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員宮路和明君、同榊屋敬悟君、同鰐淵俊之君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年7月27日（火）（第15回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員榊屋敬悟君、同宮路和明君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、参考人中央大学法学部教授堀部政男君、筑波大学社会科学系教授内野正幸君、東京大学国際・産学共同研究センター教授安田浩君及び情報処理振興事業協会セキュリティセンター所長前川徹君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年7月29日（木）（第16回）

- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員鰐淵俊之君、同榊屋敬悟君、同宮路和明君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年8月3日（火）（第17回）

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について参考人毎日新聞社論説副委員長中村啓三君、日本弁護士連合会国民総背番号制度問題等対策協議会座長野村務君及び岐阜県知事梶原拓君から意見を聴き、各参考人

に対し質疑を行った後、修正案提出者衆議院議員宮路和明君、同鱒淵俊之君、同榊屋敬悟君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年8月5日（木）（第18回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）（衆議院送付）について野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。
- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君から趣旨説明を聴いた。

○平成11年8月6日（金）（第19回）

- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）について野田国家公安委員会委員長、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第94号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長桜井新君、野田自治大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第33号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産

○平成11年8月13日（金）（第20回）

- 請願第269号外14件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第270号外33件を審査した。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 恒久的な減税等

個人及び法人の所得課税の在り方についての抜本的見直しが行われるまでの間、次の措置を講ずる。

(1) 最高税率の引下げ

個人の市町村民税の最高税率を10%（現行12%）に引き下げる。

(2) 定率減税の実施

個人の道府県民税及び市町村民税について所得割額の15%相当額（限度額4万円）を税額から控除する。

(3) 特定扶養親族に係る扶養控除額の引上げ

現行の控除額（43万円）に2万円を加算した額とする。

(4) 法人事業税の税率引下げ

普通法人に係る年800万円超の所得に適用される税率（現行11%）を9.6%に引き下げる等の措置を講ずる。

2 道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の土地等の譲渡に係る長期譲渡所得について特別控除後の譲渡益が6,000万円超の部分に係る税率7.5%（道府県民税2%・市町村民税5.5%）を6%（道府県民税2%・市町村民税4%）に引き下げる。

(2) 一定の居住用財産を譲渡して買換え資産を取得した場合において譲渡損失があるときは前年前3年以内に生じた譲渡損失の繰越控除制度を創設する。

3 事業税

個人の事業税について、事業主控除の額を290万円（現行270万円）に引き上げる。

4 不動産取得税

住宅及び住宅用土地に係る特例措置について、土地取得後住宅取得までの経過年数要件の緩和等の措置を講ずる。

5 道府県たばこ税及び市町村たばこ税

恒久的な減税に伴い地方財政の円滑な運営に配慮する観点から、当分の間の措置として、その税率を道府県たばこ税については1,000本につき176円、市町村たばこ税については1,000本につき234円、それぞれ引き上げる。

6 固定資産税

固定資産評価審査委員会に対する審査申出期間の延長等を行う。

7 特別土地保有税

既に徴収猶予を受けている土地が住宅・宅地供給のために譲渡された場合に徴収猶予の継続を認める特例措置の創設等を行う。

8 自動車取得税

一定の低燃費自動車に係る自動車取得税の特例措置の創設等を行う。

9 軽油引取税

輸入した軽油等に係る課税の適正化を図るため、道府県知事等が関税等に関する書類等を閲覧し又は記録することができることとする制度の創設等を行う。

10 非課税等特別措置

公害防止設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し等、非課税等特別措置の整理合理化を行う。

11 施行期日

この法律は平成11年4月1日から施行する。

ただし、次の改正はそれぞれに掲げる日から施行する。1(3)及び2(1)については平成12年4月1日から、5については平成11年5月1日から、6については平成12年1月1日から。

【附 帯 決 議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方団体が地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営を行えるよう、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努め、地方税源の充実強化を図ること。
 - 2 景気対策としての減税の実施に当たっては、現下の極めて厳しい地方財政の状況、地方分権の推進に伴う地方税財源の充実確保の要請等を踏まえ、地方財政の円滑な運営に十分配慮すること。なお、国と地方の税源配分の在り方を含めた税制の抜本的な見直しについて、早急に検討すること。
 - 3 地方の法人課税については、税収の安定化、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化等の観点から、中小企業の取扱いにも配慮しつつ、事業税の外形標準課税の早期実現に努めること。
 - 4 固定資産税は、我が国の資産課税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ること。また、平成12年度の土地の評価替えに当たっては、負担水準の均衡化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をよりの確に評価額に反映させるよう努めること。
 - 5 税制の簡素化・税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
- 右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 地方交付税の総額の特例

(1) 法人税に係る地方交付税の率の引上げ

当分の間、法人税に係る地方交付税の率を35.8%（平成11年度にあつては32.5%）とする。

(2) 平成11年度分の地方交付税の総額の特例

地方交付税法第6条第2項の額（法定5税に係る地方交付税額）に、平成11年度における加算額5,560億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下、「交付税特別会計」という。）借入金8兆4,193億4,000万円及び交付税特別会計における剰余金1,500億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額5,882億6,000万円を控除した額とする。

(3) 平成13年度以降の各年度分の地方交付税の総額の特例

- ① 平成11年度の交付税特別会計借入金のうち、3兆4,484億5,000万円（通常収支不足対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計へ繰り入れる。
- ② 平成11年度の交付税特別会計借入金のうち、7,582億2,000万円（恒久的な減税対応・国負担分）については、その償還金に相当する額を、平成13年度から平成22年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から交付税特別会計に繰り入れる。
- ③ 平成17年度から平成26年度までの地方交付税の総額について、6,685億円（平成11年度地方財政対策に伴う繰延分）を加算する。
- ④ 平成12年度から平成22年度までの間における交付税特別会計における借入金等に係る利子の繰入れに関する特例を設ける。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(1) 単位費用の改定

地域の創意工夫に基づく地域経済の再生、人づくり等地域の活力創出に要する経費等地方団体の行政経費の財源を措置するため、単位費用を改定する。

(2) 単位費用・測定単位の新設

- ① 被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てた地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、新たに測定単位を設ける。
- ② 算定方法の簡明化を図るため、その他の教育費における公立大学の運営、私学助成、公立幼稚園の運営に係る経費、高齢者保健福祉費における老人医療費、林野行政費における公有林維持管理費、戸籍住民基本台帳費における戸籍事務に係る経費等について、新たに法律で定める単位費用として算定する。

3 基準財政収入額の算定方法の特例

平成10年度における住民税の特別減税に伴う平成11年度における減収額の一定割合を基準財政収入額に加算する算定方法の特例を設ける。

4 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案（閣法第15号）

【要 旨】

本法律案は、恒久的な減税に伴う地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間、地方特例交付金を交付する等の特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方特例交付金

(1) 交付総額

毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、恒久的な減税に伴う当該年度の地方税の減収見込総額の4分の3に相当する額から、当該年度の道府県及び市町村

たばこ税の増収見込額の総額並びに当該年度の法人税の収入見込額の3.8%（平成11年度は0.5%）を控除した額（平成11年度交付総額約6,399億円）とする。

(2) 交付の対象

都道府県、市町村及び特別区

(3) 毎年度分として各地方公共団体へ交付すべき額

① 都道府県

当該都道府県の減収見込総額の4分の3を基準として定める率を乗じて得た額から、道府県たばこ税の増収見込額及び法人事業税の減収見込額（普通交付税の交付見込団体のみ）を控除して得た額とする。

② 市町村及び特別区

当該市町村又は特別区の当該年度における減収見込額に4分の3を乗じて得た額から市町村たばこ税の増収見込額を控除して得た額とする。

2 地方債の特例

(1) 地方公共団体は、恒久的な減税に伴う減収額を埋めるため、地方財政法第5条の特例債（減税補てん債）を発行できることとする。

(2) 各年度の地方債の発行限度額

① 都道府県

当該団体の減収見込額に4分の1を基準として定める率を乗じて得た額とする。

② 市町村及び特別区

当該団体の減収見込額に4分の1を乗じて得た額とする。

3 地方交付税の特例

普通交付税の額の算定の特例として、地方特例交付金及び減税補てん債の発行限度額の一定割合（道府県80%・市町村75%）を基準財政収入額に算入又は加算する。

4 施行期日

本法律は、公布の日から施行する。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）

【要 旨】

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成16年3月31日まで延長しようとするものである。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要 旨】

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備を促進するため、これらの市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置を、引き続き平成15年度まで講じようとするものである。

警察法の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要 旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

1 警察庁情報通信局の所掌事務の追加

警察庁情報通信局の所掌事務に、電磁的記録の解析その他情報通信の技術を利用する犯罪の取締りのための情報通信の技術に関するものを加えることとする。

2 関東管区警察局の位置の変更

関東管区警察局の移転に伴い、その位置を「東京都」から「大宮市」に変更することとする。

3 施行期日

本法律は、公布の日から施行することとする。ただし、2の改正規定は、政令で定める日から施行することとする。

道路交通法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 幼児用補助装置の使用の義務付けのための規定の整備

自動車の運転者は、幼児を乗車させるときは、幼児用補助装置を使用しなければならないこととする。

2 携帯電話等の走行中の使用の規制のための規定の整備

自動車等の運転中は、停止しているときを除き、携帯電話、自動車電話その他の無線通話装置を通話のために使用し、又はカーナビゲーション装置等の画像表示用装置に表示された画像を注視してはならないこととする。

3 運転免許取得者教育に関する規定の新設

運転免許を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育を自動車教習所等の施設を用いて行う者は、その課程の区分ごとに、公安委員会に申請して、当該教育が効果的かつ適切に行われるものである旨の認定を受けることができることとする。

4 施行期日

1及び3については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の点に留意し、その実効に遺憾なきを期すべきである。

1 幼児の自動車乗車中の交通事故による死傷者数が急増する中、チャイルドシートの適切な使用方法、効果についての広報啓発活動を一層推進するとともに、現場における指導に当たっては、国民の要請にかなった助言等に努めること。

2 チャイルドシートの使用義務化に当たり、国民の経済負担の軽減を図るため、リサイクル、レンタル活動の普及・支援及び価格の低廉化について、関係機関、団体等への協力を求めること。また、安全性と使い易さの観点から、チャイルドシートの機能性の向

上が図られるよう積極的に努めること。

- 3 チャイルドシートの使用義務については、本法の施行までに周知徹底に努めるとともに、本法の施行後においても、指導期間を設けるなど国民の理解と納得が得られるよう配慮すること。
- 4 自動車等の走行中の携帯電話等の使用及びカーナビゲーション装置等の注視の危険性について、広報啓発活動を積極的に推進するとともに、交通安全教育においても運転者のマナーの向上等に一層努めること。
- 5 本法の施行後、自動車等の走行中の携帯電話等の使用に係る交通事故の発生状況等からみて必要が生じた場合には、当該行為の規制に関する規定の違反に対する措置の在り方について検討すること。
- 6 チャイルドシートの使用義務及び携帯電話の走行中の使用規制に関する違反等の指導取締りに当たっては、公正かつ効果的に行われるよう、都道府県警察の第一線に明確な基準を示し、周知徹底を行い、適正な執行に努めること。
- 7 運転免許取得者教育の認定基準を定めるに当たっては、当該教育が任意の教育であることに留意すること。
- 8 本法の施行に当たっては、その内容が国民の日常生活に密接に関連するものであることにかんがみ、政令等の制定及び運用に際しては、本委員会における議論を十分尊重するとともに、国民への周知徹底を図ること。

右決議する。

地方公務員法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、高齢社会の到来に対応し、高齢者の知識・経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳台前半の雇用と年金の連携に配慮するとの観点から、一般職の地方公務員の定年退職者等の再任用制度を整備するとともに、併せて懲戒制度の一層の適正化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地方公務員の新たな再任用制度の導入

- (1) 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができるものとする。
- (2) 任期は、1年を超えない範囲内で更新できるものとし、任期の末日は、その者が条例で定める年齢に達した日以後における最初の3月31日までの間において条例で定める日以前でなければならないものとする。
- (3) (2)の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。
- (4) 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に採用することができるものとする。この場合の任期については、(2)から(3)までを準用すること。
- (5) (4)の短時間勤務の職には、定年退職者等のうち、当該職について定年制度の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用できるものとする。

と。

(6) 新たな再任用制度の導入に関し、所要の法律の整備を図るものとする。

2 懲戒制度の整備

(1) 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の地方公務員、国家公務員、地方公社又は条例で定める一定の法人に使用される者（以下「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合、当該退職前の引き続く職員としての在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする。

(2) 職員が、1により採用された場合において、定年退職者等となった日までの引き続く職員としての在職期間又は1によりかつて採用されて職員として在職していた期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとする。

3 施行期日等

(1) この法律は、平成13年4月1日から施行する。ただし、(2)は公布の日から、2の(1)は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) この法律の円滑な実施等を確保するため、任命権者は、長期的な人事計画の推進等必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に関し、必要な連絡、調整等を行うものとする。

【附 帯 決 議】

再任用制度は、高齢社会の到来と少子化に伴う生産年齢人口の減少が見込まれることにかんがみ、高齢者が豊かな知識、経験を生かすことを可能とする重要な制度であり、その整備充実が社会的に求められている。政府は、地方公共団体が、この制度の活用を通じて雇用と年金の連携を図り、自主的に公務における雇用機会の拡充に努めるよう、支援すること。

右決議する。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律案（閣法第94号）

【要 旨】

本法律案は、電気通信回線を通じて行われる電子計算機に係る犯罪の防止及びアクセス制御機能により実現される電気通信に関する秩序の維持を図るため、不正アクセス行為を禁止するとともに、これについての罰則及びその再発防止のための都道府県公安委員会による援助措置等を定めようとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

1 不正アクセス行為の禁止・処罰

特定電子計算機、すなわち電気通信回線に接続している電子計算機のうち、アクセス制御機能によりその利用を制限されているものに、電気通信回線を通じて他人の識別符号等を入力して作動させ、その制限されている利用をし得る状態にさせる行為を不正アクセス行為とし、これを禁止、処罰するものとする。

2 不正アクセス行為を助長する行為の禁止・処罰

他人の識別符号を無断で第三者に提供する行為を禁止、処罰するものとする。

3 アクセス管理者による防御措置

アクセス管理者は、識別符号等の適正な管理に努めるとともに、特定電子計算機を不正アクセス行為から防御するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県公安委員会による援助等

(1) 都道府県公安委員会は、不正アクセス行為に係るアクセス管理者に対し、その申出に基づき、再発防止のための援助を行うものとする。

(2) 国家公安委員会、通商産業大臣及び郵政大臣は、毎年少なくとも1回、不正アクセス行為の発生状況等を公表するものとするほか、国は、不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努めなければならないこととする。

なお、本法律は、公布の日から6月を経過した日（4（1）については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、左記の事項について、善処すべきである。

1 不正アクセス行為は、コンピュータ・ネットワーク上の行為であり、一般の犯罪類型と異なる側面を有することから、本法の施行に当たっては、国民に対し犯罪構成要件の周知徹底を図ること。

2 ネットワーク・セキュリティ対策の促進及び充実を図るため、関係機関、団体等と緊密に連携・協力し、不正アクセス行為からの防御等に関する技術の研究開発に努めるとともに、不正アクセス行為に係る相談窓口の充実・強化を図ること。

また、ユーザ及びアクセス管理者等に対するセキュリティ対策に関する情報の提供及び啓発活動を積極的に行うこと。

3 不正アクセス行為の再発防止の援助申出の際提出することとされる「参考となるべき事項に関する書類その他の物件」に係るプライバシー情報等については、事例分析後は、速やかに返還・消去・廃棄等の処分を行うこと。

また、援助と犯罪捜査は別個の手続によるべきものであり、混同かつ職権濫用がないよう、特段に配慮すること。

4 不正アクセス行為を含むハイテク犯罪の対策を推進するに当たっては、諸外国の動向及び諸外国との整合性に配慮しつつ、情報通信分野におけるプライバシー保護についても十分配慮すること。

5 通信履歴（ログ）については、憲法に保障されている通信の秘密の趣旨をそこなうことがないように、今後とも慎重に扱うこと。

右決議する。

住民基本台帳法の一部を改正する法律案（第142回国会閣法第79号）

【要 旨】

本法律案は、住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票の記載事項として新たに住民票コードを加え、住民票コードを基に市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理及び国の機関等に対する本人確認情報の提供を行うための体制を整備し、あわせて住民の本人確認情報を保護するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 住民票コード

- (1) 住民票の記載事項として新たに住民票コードを追加することとし、市町村長は、住民票に、転入した住民については転入前の住民票コードを、初めて住民票が作成される住民については全国を通じて重複しない住民票コードを記載するものとする。
- (2) 住民は、住民票コードの記載の変更請求をすることができるものとする。

2 住民基本台帳事務の簡素化、効率化

- (1) 住民は、住所地以外の市町村長に対して、自己又は自己と同一の世帯に属する者の住民票の写しの交付を請求できるものとする。
- (2) 住民基本台帳カードの交付を受けている住民については、住所異動をする際に、転出地の転出証明書の交付を不要にする手続を設けるものとする。

3 本人確認情報の処理及び利用

- (1) 市町村長は、住民票の作成などを行ったときは、本人確認情報として、その住民票に記載された氏名、出生の年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を都道府県知事に電気通信回線を通じて通知するものとする。
- (2) 都道府県知事は、別表に掲げる国の機関等から別表に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、本人確認情報を提供するほか、一定の場合に本人確認情報を提供すること、及び自らの事務の遂行のために本人確認情報を利用することができるものとする。

4 指定情報処理機関

- (1) 都道府県知事は、自治大臣の指定する指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせることができるものとし、これを行わせる場合には、市町村長から通知された本人確認情報を電気通信回線を通じて指定情報処理機関に通知するものとする。
- (2) 指定情報処理機関に、本人確認情報の保護のための委員会を置くものとする。

5 本人確認情報の保護

- (1) 市町村長、都道府県知事、指定情報処理機関及び本人確認情報の受領者である国の機関等（以下、「市町村長等」という。）について、本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を義務付け、また、定められた目的以外での本人確認情報の利用又は提供を禁止するとともに、本人確認情報の電子計算機処理等に従事するこれらの職員に対し本人確認情報に関する秘密保持義務を課し、これに違反した場合に、通常の公務員の秘密保持義務違反よりも重い罰則を科すものとする。
- (2) 市町村長等以外の者が、住民票コードの告知を要求することを禁止すること。
- (3) 市町村長等以外の者が、業として行う行為に関して、住民票コードの告知を要求すること及び住民票コードの記録されたデータベースを構成することを禁止し、これらに違反した場合に、都道府県知事は中止の勧告、命令を行うことができるものとし、命令違反について罰則を科すものとする。

6 住民基本台帳カードの交付

- (1) 住民は、市町村長に対し、自己に係る氏名、住民票コード等が記録された住民基本台帳カードの交付を求めることができるものとする。
- (2) 市町村は、この住民基本台帳カードを、条例で定める目的のために利用することができるものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、次に掲げる日から施行するものとする。

- (1) 制度実施準備に必要な事項等 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 転入通知、住民票の写しの交付の特例、住民基本台帳カードの交付を受けている者等に関する届出の特例及び住民基本台帳カード 公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日

なお、本法律案は、衆議院において、同法の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずる旨の修正が行われた。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第33号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 収賄罪等で刑に処せられた者の被選挙権の停止期間の延長

公職にある間に犯した収賄罪等の罪で刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行の免除を受けた者でその執行を終わり又はその執行の免除を受けた日から5年を経過したものは、なお5年間被選挙権を有しないものとする。

2 洋上投票

選挙人で遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして自治省令で定める船舶に乗って本邦以外の区域を航海する船員であるもののうち選挙の当日職務又は業務に従事すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより、不在者投票管理者の管理する場所において、自治省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを自治省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができるものとする。

3 選挙運動の期間前に掲示された政治活動用ポスターの撤去

(1) 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員又は市長の選挙については、当該選挙の期日の公示又は告示の前に政党その他の政治活動を行う団体がその政治活動のために使用するポスターを掲示した者は、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、当該候補者となった日のうちに、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において、当該ポスターを撤去しなければならないものとする。

(2) 都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、(1)に違反して撤去しないポスターがあると認めるときは、撤去させることができるものとし、撤去の処分に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処するものとする。

4 その他

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。ただし、2に係る規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2) 適用区分

- ① 1については、この法律の施行の日以後にした行為により刑に処せられた者について適用するものとする。
- ② 2については、2に係る規定の施行の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙から適用するものとする。
- ③ 3については、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

※は予算関係法律案

番 号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
※13	地方税法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 2	11. 3. 8	11. 3. 23 可 決 附帯決議	11. 3. 24 可 決	11. 2. 9 地方行政	11. 2. 23 可 決 附帯決議	11. 2. 25 可 決
			○11. 3. 8 参本会議趣旨説明			○11. 2. 9 衆本会議趣旨説明			
※14	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 2	3. 8	3. 23 可 決	3. 24 可 決	2. 9 地方行政	2. 23 可 決	2. 25 可 決
			○11. 3. 8 参本会議趣旨説明			○11. 2. 9 衆本会議趣旨説明			
※15	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律案	衆	2. 2	3. 8	3. 23 可 決	3. 24 可 決	2. 9 地方行政	2. 23 可 決	2. 25 可 決
			○11. 3. 8 参本会議趣旨説明			○11. 2. 9 衆本会議趣旨説明			
※16	新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 2	3. 17	3. 30 可 決	3. 31 可 決	3. 5 地方行政	3. 16 可 決	3. 17 可 決
※17	消防施設強化促進法の一部を改正する法律案	衆	2. 2	3. 17	3. 30 可 決	3. 31 可 決	3. 5 地方行政	3. 16 可 決	3. 17 可 決
※18	警察法の一部を改正する法律案	衆	2. 3	3. 19	3. 30 可 決	3. 31 可 決	3. 4 地方行政	3. 18 可 決	3. 19 可 決
58	道路交通法の一部を改正する法律案	衆	3. 2	4. 9	4. 27 可 決 附帯決議	4. 28 可 決	3. 16 地方行政	3. 30 可 決 附帯決議	4. 1 可 決
82	地方公務員法等の一部を改正する法律案	参	3. 10	5. 24	6. 8 可 決 附帯決議	6. 9 可 決	6. 29 地方行政	7. 13 可 決 附帯決議	7. 15 可 決
94	不正アクセス行為の禁止等に関する法律案	衆	4. 16	8. 4	8. 6 可 決 附帯決議	8. 6 可 決	6. 11 地方行政	6. 25 可 決 附帯決議	6. 29 可 決
142 / 79	住民基本台帳法の一部を改正する法律案	衆	10. 3. 10	6. 28		8. 12 可 決	1. 19 地方行政	6. 11 修 正 附帯決議	6. 15 修 正
			○11. 6. 28 参本会議趣旨説明			○11. 4. 13 衆本会議趣旨説明			
			○11. 8. 12 参本会議中間報告						

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	衆院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
2	租税特別措置法の一部を改正する法律の施行による地方財政収入の減少を回避するための地方税法等の一部を改正する法律案	橋本 敦君 外3名 (11. 1.19)	11. 1.22		11. 3. 5		未了			

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 送付月日	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
33	公職選挙法の一部を改正する法律案	政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 桜井 新君 (11. 7.26)	11. 7.27	11. 7.29	11. 8. 4	11. 8. 6 可決	11. 8. 9 可決			11. 7.29 可決

(5) 委員会決議

——地方財政の拡充強化に関する決議——

現下の極めて厳しい地方財政の状況及び財政需要の増大にかんがみ、地方行財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が自主的・主体的な諸施策を着実に推進できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金残高が、諸施策の実施を制約するなど地方団体の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の充実強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。
- 2 地方分権の一段の進展を図り、地方団体の自主性・自立性を高めるため、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた税体系を構築し、地方税の充実強化に努めること。
- 3 地方交付税総額の中長期的安定確保のため、地方交付税法第6条の3第2項の規定に則り、財源不足を解消するための方策を講ずること。

また、地方交付税が地方団体共有の固有財源であることを明確にするため、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

- 4 地方団体が、社会経済情勢の変化、地方分権の進展及び増大する行政需要に的確に対応するため、自主的な市町村合併や広域行政など行政体制の整備や、自主的かつ計画的な行財政改革の一層の推進を行うよう支援すること。
- 5 少子・高齢社会に対応し、地域福祉の充実等に積極的に取り組むため、地方団体が行う社会福祉経費等の一層の充実を図ること。

特に、平成12年度から実施される介護保険制度については、円滑な導入と安定的な運営を行うため、地方団体の意見を尊重し、介護基盤整備のための財政措置の拡充等適切かつ十分な体制整備を講ずること。

- 6 地方行財政の自主性を高めるため、国庫補助負担金については一般財源化を含め一層の整理合理化を進めること。

なお、整理合理化に当たっては、その内容、規模等を考慮しつつ、地方への負担転嫁とならないよう、地方税、地方交付税等一般財源の適切な確保を図ること。

- 7 今回の恒久的な減税は国の景気対策の一環として実施されることにかんがみ、将来の税制の抜本的な見直しに際しては、地方分権推進の要請、高齢社会に伴う財政需要の増大等を踏まえ、地方税源の拡充強化を実現すること。

右決議する。